

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律要綱

第一 国土総合開発法の一部改正

一 題名を「国土形成計画法」に改めること。

二 法の目的を、国土形成計画の策定その他の措置により、国土利用計画法による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することに改めること。

(第一条関係)

三 国土形成計画

1 計画の名称を「国土形成計画」に改めるとともに、計画の対象事項について、海域の利用及び保全に関する事項の追加等を行うこと。

(第二条第一項関係)

2 国土形成計画は、全国計画及び広域地方計画とすること。

(第二条第二項関係)

四 国土形成計画の基本理念に関する規定を設けること。

(第三条関係)

五 全国計画

1 国は、全国の区域について、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、国土

形成計画を定めるものとする。

（第六条第一項関係）

2 全国計画には、国土の形成に関する基本的な方針等について定めるものとする。

（第六条第二項関係）

3 全国計画は、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならないものとする。

（第六条第三項関係）

4 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

（第六条第四項関係）

5 全国計画は、国土利用計画法第四条の全国区域について定める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければならないものとする。

（第六条第七項関係）

6 その他全国計画を定めるための所要の規定を設ける。

（第六条第五項、第六項及び第八項関係）

六 全国計画に係る政策の評価に関する所要の規定を設ける。

（第七条関係）

七 都道府県等による全国計画の案（全国計画の変更の案を含む。）の作成の提案及び当該提案に対する

国土交通大臣による措置に関する所要の規定を設けること。

（第八条関係）

八 広域地方計画

1 国土交通大臣は、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域（以下「広域地方計画区域」という。）について、国土形成計画を定めるものとする。

（第九条第一項関係）

2 広域地方計画には、全国計画を基本として、当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針等を定めるものとする。

（第九条第二項関係）

3 広域地方計画を定めるための所要の規定を設けること。

（第九条第三項から第五項まで関係）

九 広域地方計画協議会

1 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市により、広域地方計画協議会を組織すること。

（第十条第一項関係）

2 広域地方計画協議会の組織及び運営方法に関する所要の規定を設けること。

（第十条第二項から第八項まで関係）

十 広域地方計画区域内の市町村による広域地方計画の策定又は変更の提案及び当該提案に対する国土交通大臣による措置に関する所要の規定を設けること。
(第十一条関係)

十一 広域地方計画に関する調整のための所要の規定を設けること。
(第十三条関係)

十二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 国土利用計画法の一部改正

一 法の目的に、国土形成計画法による措置との関係を規定すること。
(第一条関係)

二 全国の区域について定める国土の利用に関する計画について、閣議決定後の公表対象をその全体とする。
(第五条第六項関係)

第三 首都圏整備法の一部改正

一 事業計画の廃止等を行うものとする。
(第二十一条第一項関係)

二 首都圏整備計画は、国土形成計画法第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならないものとする。
(第二十一条第二項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 近畿圏整備法の一部改正

一 事業計画の廃止等を行うものとする事。

（第八條第一項關係）

二 近畿圏整備計画は、国土形成計画法第二條第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする事。

（第八條第二項關係）

三 国土交通大臣は、毎年度、前年度における近畿圏整備計画の実施に関する状況を公表しなければならぬものとする事。

（第十七條第三項關係）

四 その他所要の改正を行うものとする事。

第五 中部圏開発整備法の一部改正

一 事業計画の廃止等を行うものとする事。

（第九條第一項關係）

二 中部圏開発整備計画は、国土形成計画法第二條第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする事。

（第九條第二項關係）

三 国土交通大臣は、毎年度、前年度における中部圏開発整備計画の実施に関する状況を公表しなければならぬものとする事。

（第十八條第三項關係）

四 その他所要の改正を行うものとする。

第六 東北開発促進法等の廃止

東北開発促進法、九州地方開発促進法、四国地方開発促進法、北陸地方開発促進法及び中国地方開発促進法を廃止すること。

第七 その他

この法律の施行期日等を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設けること。